



各位

平成 27 年 5 月 11 日

会 社 名 ネットイヤーグループ株式会社

代表者名 代表取締役社長 石黒 不二代

(コード番号 3622 東証マザーズ)

問合せ先 社長室長 石井 浩之

(TEL. 03-6369-0550)

「内部統制システムの基本方針」の改定に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 5 月 11 日開催の取締役会において、「内部統制システムの基本方針」を改定することを決議いたしましたので、下記に改定後の内容をお知らせいたします。

なお、主な改定箇所につきましては下線で示しております。

記

1 取締役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 役員及び従業員の一人一人が、当社の経営管理の基本原則を理解し、適法かつ倫理的な判断を下すことができるよう、「ネットイヤーグループ倫理規程」を定め、その周知徹底を行う。
- (2) 取締役会規程に基づき取締役会を定期的開催し、経営に関する重要事項の決定を行うとともに、取締役の職務の執行を監督する。
- (3) 監査役会は、監査役会規程に則り、監査役会で定められた監査方針と監査計画に基づき、取締役及び従業員の職務の執行に係る監査を実施し、その結果を代表取締役に報告する。
- (4) 経営企画会議規程に基づき、常勤取締役及び業務執行責任者から構成される経営企画会議を定期的開催し、取締役会上程事項の事前審議並びに会社及び関係会社の業務執行に関する事項の決定を行う。
- (5) 社外取締役による経営の監督機能の強化を行う。
- (6) 他の業務執行部門から独立した代表取締役直属の内部監査・内部統制部門としてコンプライアンス室を設置し、内部監査規程に基づき内部監査を実施する。
- (7) 内部通報制度規程を整備し、不正行為に関する通報又は相談の適正な処理の仕組みを定める。

2 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

文書規程を定め、株主総会、取締役会、経営企画会議の議事録やその他の業務執行に係る文書の保存期限、所管部門及び管理方法を適切に管理する。

3 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 自然災害や企業不祥事等、会社、従業員、社会に影響を及ぼす問題の発生に備え、危機管理規則を定め、当社において発生する様々な事象を伴う危機に、迅速かつ的確に対処するための危機管理体制及び対処方法を定める。
- (2) 経営企画会議において、個別リスクの洗い出しとその評価、対応すべき優先度、リスク管理の方法等を審議するとともに、定期的なモニタリングとリスク顕在化時点における対応策を行い、取締役会にその内容を適宜報告する。

4 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 取締役会は、中期経営計画を定めるとともに、経営資源を効率的に配分の上、年度計画を策定し、会社としての目標を明確にする。
- (2) 取締役会は、計画及び目標達成状況のレビューを定期的に行い、必要に応じて目標及び計画の修正を行う。
- (3) 経営企画会議は、取締役会によって定められた計画及び目標を達成するために、具体的施策を策定する。

5 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) ネットイヤーグループ倫理規程を企業集団全体に適用し、企業集団全体の法令遵守及び業務の適性を確保する。
- (2) 関係会社管理規程を定め、子会社の重要な決議事項は事前に当社取締役会等において協議承認を行う。子会社の規程は、原則として当社規程を準用するものとし、子会社独自の規程を定める場合は、当該内容の規定の相当性につき当社が確認し、必要に応じて助言を行う。
- (3) 子会社の取締役及び監査役には当社の取締役、監査役又は従業員を選任することにより企業集団内の情報伝達を推進する。また、当社にてそれぞれの子会社担当の取締役を定め、担当取締役は担当する子会社の業務の執行状況、損失の危険、職務執行の効率性及び職務執行の適法性等の監視、監督を行うとともに、当社取締役会にその状況について定期的に報告を行う。
- (4) 当社内部監査部門による、子会社の内部監査を行う。

6 監査役がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合における当該従業員に関する事項及び、その従業員の取締役からの独立性に関する事項

- (1) 監査役が必要と認めた場合は、従業員を監査役の補助にあたらせる。
- (2) 監査役補助従業員を設置した場合は、従業員の業務執行者からの独立性の確保に留意するとともに関係者に周知する。
- (3) 監査役補助従業員の人事評価については、常勤監査役の同意を要するものとする。

7 取締役及び従業員が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

- (1) 監査役は取締役会に出席するほか、常勤監査役は経営企画会議に陪席をし、業務の執行状況、損失の危険、職務執行の効率性及び職務執行の適法性について把握するとともに、その内容を監査役会に報告する。
- (2) 内部通報規程を定め、不正行為に関する通報を受け付ける窓口は、常勤監査役とするとともに、内部通報者が通報又は相談したことを理由として、会社が内部通報者に対して不利益な取り扱いを行うことを一切禁止する。
- (3) 業務執行取締役は、定期的又は監査役の求めに応じて、担当する業務のリスクについて報告する。

8 その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 代表取締役社長は、監査役会及び会計監査人と定期的な意見交換会を実施し、また、監査役が会計監査人、内部監査部門及び子会社監査役との連携を図り、適切な意思疎通及び効果的な監査業務を遂行できるような環境を整備する。
- (2) 監査役は、監査費用の支出にあたっては、その効率性及び適正性に留意した上で、職務執行上必要と認める費用について会社に対して予算を提出し、原則として予算の範囲において費用を支出することができる。ただし、緊急を要する費用についてはこの限りではなく、事後的に会社に償還を請求することができ、会社は、当該請求にかかわる費用が監査役の職務執行に必要なことを証明した場合を除き、これを拒まないものとする。

9 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

- (1) 倫理規程において、当社グループ役員又は従業員は、反社会的勢力・団体とは一切の関係をもち、また、関係の遮断のための取り組みを進めていく旨を規定し、反社会的勢力・団体に対しては、弁護士、警察等とも連携し組織的に対応する。
- (2) 反社会的勢力対応マニュアルを定め、反社会的勢力の排除を徹底する。

10 財務報告の適正性を確保するための体制

財務報告の信頼性を確保するために、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に従い、財務報告に係る内部統制の有効性の評価、報告する体制を整備し運用する。

以 上